

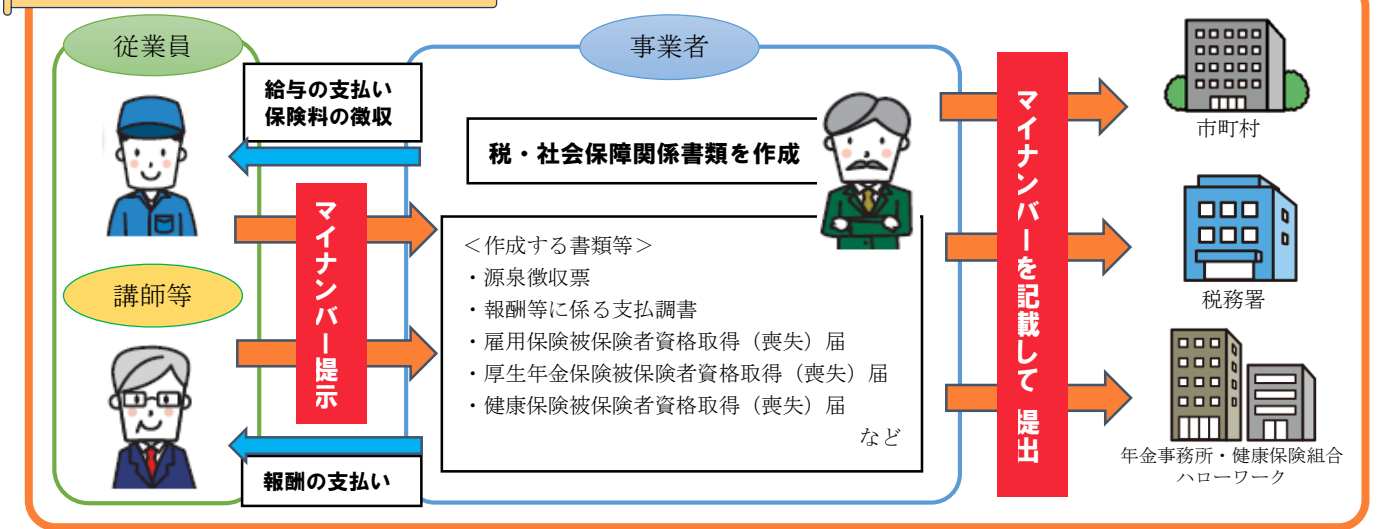


民間事業者のみなさまもマイナンバーを取り扱います！

～民間事業者の皆さんへ～

- 平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで、従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

マイナンバー取扱いの流れ



※税や社会保障の手続のために、それぞれの帳票等の提出時期までに、パートやアルバイトを含め、全従業員のマイナンバーを順次取得し、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類に番号を記載することになります。

- マイナンバー制度の導入に伴い、税や社会保障の関係書類の様式も変わります。

例) 給与所得の源泉徴収票

マイナンバー制度導入後

「支払を受ける者」のマイナンバーを記載

「控除対象配偶者」及び「扶養親族」の氏名及びマイナンバーを記載

マイナンバー制度導入前

A6サイズ

A5サイズ

「支払者」のマイナンバーまたは法人番号を記載

※所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成26年財務省令第53号)より抜粋

※給与所得の源泉徴収票や給与支払報告書についても変更があります。主な変更点は、様式の大きさが現行のA6サイズからA5サイズに変わります。また、給与等の支払を受ける方等の番号欄が追加され、給与等の支払を受ける方のマイナンバーに加えて、控除対象配偶者や扶養親族等のマイナンバーも記載する必要があります。さらに、支払者のマイナンバー又は法人番号も併せて記載します。

●法人には「法人番号」が通知されます。

- ・法人番号とは、株式会社などの法人に、1法人につき1つ指定される13桁の番号です。
※法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。
- ・個人が使用する「マイナンバー」とは異なり、「法人番号」はどなたでも自由に利用できます。
- ・インターネットで検索・閲覧が可能です。

●どんな準備が必要なの？

- ・マイナンバーに対応した人事・給与などのシステム開発や改修
- ・マイナンバーを適正に取り扱うための従業員研修や社内規程づくり
- ・マイナンバーを含む個人情報の安全管理措置の検討 など



●マイナンバー利用にあたっての注意点を確認しましょう。

注意 1 取得

マイナンバーの取得は、法令で定められた場合だけ!

- 利用目的をきちんと明示する必要があります。
法律の範囲内で利用目的を特定して明示しておく必要があります。
「源泉徴収票に記載して提出します」など、きちんと明示を。
- マイナンバー取得時の本人確認は厳格に行います。
取得の際は他人のなりすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
従業員が扶養親族のマイナンバーを記載した書類を提出する場合、従業員が扶養親族の本人確認をすることになります。

本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です

個人番号カードを持っている場合	個人番号カードを持っていない場合
身元確認と番号確認が、カード1枚で可能です。	以下のもので、身元確認と番号確認をしてください。
個人番号カード	身元確認 運転免許証やパスポートなど
	番号確認 通知カードFor住民票(マイナンバー付き)など
	

注意
2

利用・提供

事業者は税や社会保障に関する書類に従業員等のマイナンバーなどを記載して、役所に提出!

- 利用目的以外の利用・提供はできません。

マイナンバーの利用・提供例

税関係	源泉徴収票、給与支払報告書、支払調書 など
雇用保険関係	雇用保険被保険者資格取得(喪失)届 など
健康保険・厚生年金関係	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得(喪失)届 など

マイナンバーは社員番号や顧客管理番号としては使えません。



注意
3

保管・廃棄

マイナンバーが記載された書類の保管は必要がある場合だけ!

- 必要がある場合に関り、保管し続けることができます。

翌年度以降も継続的に雇用契約がある場合

所管法令によって一定期間保存が義務付けられている場合 など

- 不必要になったら、できるだけ速やかに廃棄・削除しなければなりません。

マイナンバーを事務で利用しなくなった場合
保存期間を経過した場合 など

年度ごとにファイリングするなど、廃棄や削除を前提に「保管体制」を確認しよう。



※マイナンバーの取扱いを分かりやすく解説したガイドラインがあります。

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/document/>

～詳しく知りたい方は～

- マイナンバーコールセンター

マイナンバー
0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)
※平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30 (年末年始を除く。)

- ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー

検索

- 政府広報オンライン

<http://www.gov-online.go.jp>

政府広報

検索

- マイナンバー公式 twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

※一部政府広報『いよいよマイナンバー制度が始まります。』より抜粋